

あお とり じゅう よう じ こう せつ めい しょ
青 い 鳥 重 要 事 項 説 明 書
しゅうろうけいぞくし えんじぎょうBがた
(就 労 継 続 支 援 事 業 B 型)

しゃかいふくしほうじん まど
社会福祉法人 こころの窓

あお とり しゅうろうけいぞくしえんBがた じゅうようじこうせつめいしよ
青い鳥（就労継続支援B型）重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第9条の規定に基づき、当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことを事業者が説明するものです。

しゅうろうけいぞくしえんBがた てききょう じぎょうしゃ
1 就労継続支援B型サービスを提供する事業者について

じぎょうしゃめいしよ 事業者名称	しゃかいふくしほうじん まど 社会福祉法人こころの窓
だいひょうしゃしめい 代表者氏名	りじちょう たなかけんご 理事長 田中研吾
ほんしゃしょざいち 本社所在地 れんらくさき (連絡先)	おおさかふさかいしひがしくひ きしやうにしまち ちょう ばん ごう 大阪府堺市東区日置荘西町8丁1番1号 ほうじんほんぶ 法人本部 TEL 072-286-2260 FAX 072-286-2268
ほうじんせつりつねんがっぴ 法人設立年月日	へいせい ねん がつ にち 平成14年12月4日

りようしゃ てききょう たんとく じぎょうしよ
2 ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

じぎょう しよざいちとく
(1) 事業の所在地等

じぎょうしよめいしよ 事業所名称	あお とり 青い鳥
サービスの 主たる対象者	しんたいしよ しゃ さいみまん もの のぞ 身体障がい者（18歳未満の者を除く） ちてきしよ しゃ さいみまん もの のぞ 知的障がい者（18歳未満の者を除く） せいしんしよ しゃ さいみまん もの のぞ 精神障がい者（18歳未満の者を除く）
おおさかふしてい 大阪府指定 じぎょうしよばんごう 事業所番号	しゅうろうけいぞくしえんBがた ごう へいせい ねん がつ にちしてい 就労継続支援B型 2716200296号（平成20年3月1日指定）
かんりしゃ 管理者	たなかけんご 田中研吾
かんりせきにんしゃ サービス管理責任者	いしいひろし きんのえみこ 石井啓史 金野恵美子
じぎょうしよしよざいち 事業所所在地	おおさかふさかいしひがしくひ きしやうにしまち ちょう ばん ごう 大阪府堺市東区日置荘西町8丁1番1号

れんらくさき 連絡先 そうだんたんどうしゃめい 相談担当者名	TEL 072-286-2260 FAX 072-286-2268 たなかけんご 田中研吾
じぎょうしょ つうじょう 事業所の通常の じぎょうじっしちいき 事業実施地域	さかいしきたく ひがしく みはらく ぜんいき 堺市北区、東区、美原区の全域
じぎょうしょ おこ 事業所が行なう た していしょう 他の指定障がい ふくし 福祉サービス	せいかつかいご ごう へいせい ねん がつ にちしてい 生活介護 2716200296号（平成20年3月1日指定）
りょうていいん 利用定員	めい 20名
かいせつねんがっぴ 開設年月日	へいせい ねん がつ にち 平成20年3月1日

(2) 事業の目的および運営方針

<p>事業の目的</p>	<p>社会福祉法人こころの窓（以下「事業者」という。）が設置する青い鳥（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の生活介護（以下「指定生活介護」という。）及び就労継続支援B型（以下「指定就労継続支援B型」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定生活介護及び指定就労継続支援B型（以下「指定生活介護等」という。）の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な指定生活介護等の提供を確保することを目的とします。</p>
<p>運営方針</p>	<p>1 指定生活介護の実施に当たって、事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとします。</p> <p>2 指定生活介護等の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとします。</p> <p>3 前項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号）に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとします。</p>

(3) 営業日及び営業時間

<p>営業日</p>	<p>月曜日から土曜日までです。ただし、国民の祝日、8月13日から8月15日、12月30日から1月3日までを除きます。</p>
<p>営業時間</p>	<p>午前9時から午後4時30分までです。</p>

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日から土曜日までです。ただし、国民の祝日、8月13日から8月15日、12月30日から1月3日までを除きます。
サービス提供時間	午前9時15分から午後3時45分までです。

3 事業所の構造・設備について

(1) 構造

構造	鉄骨造2階建
敷地面積	1571 m ²
延床面積	1315.01 m ²

(2) 設備

設備の種類	へやかず 部屋数	備 考
くんれん さぎょうしつ 訓練・作業室	しつ 3室	
しょくどう 食堂	しつ 1室	せいかつかいご きょうよう 生活介護と共用
そうだんしつ 相談室	しつ 1室	せいかつかいご そうだんし えんじぎょうしよあお とり きょうよう 生活介護、相談支援事業所青い鳥と共用
いむしつ 医務室	しつ 1室	せいかつかいご きょうよう 生活介護と共用
せんめんじよ 洗面所	しつ 1室	
べんじよ 便所	しつ 8室	だんしべんじよ じよしべんじよ くるまいすようべんじよ べんじよ 男子便所2、女子便所2、車椅子用便所2、便所2
たもくてきしつべんじよ 多目的室便所	しつ 1室	せいかつかいご きょうよう 生活介護と共用
きゆうけいしつ 休憩室	しつ 3室	せいかつかいご きょうよう 生活介護と共用
たもくてきしつ 多目的室	しつ 3室	せいかつかいご きょうよう 生活介護と共用
じよしこういしつ 女子更衣室	しつ 1室	せいかつかいご きょうよう 生活介護と共用
せんめんこういしつ 洗面更衣室	しつ 1室	せいかつかいご きょうよう 生活介護と共用
エレベータ	き 1基	せいかつかいご きょうよう 生活介護と共用

4 職員体制等について

(1) 各職種の職務の内容

職種	職務内容
かんりしや 管理者	かんりしや しょくいん かんり していしゅうろうけいぞくしえん日がた りよう もう こ 管理者は、職員 <small>の</small> 管理、指定就 労継続支援B型の利用の申し込みに かかわ ちようせい ぎょうむ じっしじようきよう はあく ほか かんり いちげんてき おこな 係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うと ほうれいとう きてい していしゅうろうけいぞくしえん日がた じっし ともに、法令等において規定されている指定就 労継続支援B型の実施 かん じぎょうしよ しょくいん たい じゆんしゆ ひつよう しれいめいれい おこな に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行います。
かんりせきにんしや サービス管理責任者	てきせつ ほうほう りようしや ゆう のうりよく お かんきよう (1) 適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境

	<p>および日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で適切な支援内容を検討します。</p> <p>(2) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定就労継続支援B型以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定就労継続支援B型の目標及びその達成時期、指定就労継続支援B型を提供する上での留意事項等を記載した就労継続支援B型計画の原案を作成します。</p> <p>(3) 就労継続支援B型計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した就労継続支援B型計画を記載した書面を利用者に交付します。</p> <p>(4) 就労継続支援B型計画作成後、就労継続支援B型計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6ヶ月に1回以上、就労継続支援B型計画の見直しを行い、必要に応じて就労継続支援B型計画を変更します。</p> <p>(5) 利用申込者の利用に際し、障がい福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障がい福祉サービス等の利用状況等を把握します。</p> <p>(6) 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行います。</p> <p>(7) 他の職員に対する技術指導及び助言を行います。</p>
<p>しよくぎようしどういん 職業指導員</p>	<p>職業指導員は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、生産活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。</p>
<p>せいかつしえんいん 生活支援員</p>	<p>生活支援員は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、排泄及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供を行う。</p>

もくひょうこうちんたっせいしどういん 目標工賃達成指導員	こうちんひきあ けいかく もと もくひょうこうちんたっせい む せいさんせい たか 工賃引上げ計画に基づき、目標工賃達成に向けて生産性を高める しえん おこな 支援を行う。
うんてんしゆ 運転手	うんてんしゆ りようしや あんてい つうしよ まいにち そうげい おこな 運転手は、利用者が安定して通所できるよう毎日の送迎を行う。
ちょうりいん 調理員	ちょうりいん ちょうりおよ ちょうり かん ちゅうぼうぎょうむ おこな 調理員は、調理及び調理に関する厨房業務を行います。
じむしよくいん 事務職員	じむしよくいん ひつよう じむ おこな 事務職員は、必要な事務を行う。

(2) 職員配置

しよくしゆ 職種	いんすう 員数	じょうきん 常勤		ひじょうきん 非常勤		じょうきん 常勤 かんさん 換算	びこう 備考
		せんじゆう 専従	けんむ 兼務	せんじゆう 専従	けんむ 兼務		
かんりしや 管理者	1		1			1.0	
かんりせきにんしや サービス管理責任者	2		2			1.3	
しよくぎょうしどういん 職業指導員	5	1		4		3.2	
せいかつしえんいん 生活支援員	6	2	2	2		4.9	
もくひょうこうちんたっせいしどういん 目標工賃達成指導員	3	1		2		2.3	
ちょうりいん 調理員	1				1	0.8	
じむしよくいん 事務職員	1		1			1.0	

(3) 勤務体系

しよくしゆ 職種	きん 勤	む 務	たい 体	けい 系
かんりしや 管理者	8:15~16:45	かいぎび (会議日は8:15~18:15)		
かんりせきにんしや サービス管理責任者	8:15~16:45	かいぎび (会議日は8:15~18:15)		
しよくぎょうしどういん 職業指導員	8:15~16:45	または 17:00	かいぎび (会議日は8:15~18:15)	
せいかつしえんいん 生活支援員	8:15~16:45	または 17:00	かいぎび (会議日は8:15~18:15)	
もくひょうこうちんたっせいしどういん 目標工賃達成指導員	8:15~16:45			
ちょうりいん 調理員	8:30~12:30	9:00~13:00	せい (シフト制)	

じ む し ゅ く い ん 事務職員	かいぎ び 8 : 15 ~ 16 : 45 (会議日は 8 : 15 ~ 18 : 15)
-----------------------	---

5 提供するサービスの内容及び料金および利用者負担額について

(1) 提供するサービスの内容

サービスの種類	サービスの内容
しゅうろうけいぞくしえんB型 就労継続支援B型 計画の作成	利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、生活全般の質を向上させるための課題や目標、支援の方針等を記載した就労継続支援B型計画を作成します。
しよくじ てききょう 食事の提供	希望により、利用者の身体状況や嗜好に配慮した食事を提供します。
しんたいとう かいご 身体等の介護	利用者の状況に応じて適切な技術をもって、食事・整容・更衣・排泄等の生活全般にわたる援助を行います。
サービスの種類	サービスの内容
しゅうろう ひつよう 就労に必要な 知識、能力を向上 するための訓練	一般就労に必要な知識、能力の向上のための必要な訓練を行います。またその他の便宜を適切かつ効果的にを行います。
しゅうろう きかい 就労の機会の 提供及び生産 活動	雇用契約を締結しない就労や生産活動の機会を提供するとともに、就労への移行に向けた支援を行います。 以下の生産活動を行っています。 ①製菓作業 ②給食配膳作業 ③清掃作業 ④自転車部品関係（部品パッケージング等） ⑤プラスチック商品関係（部品パッケージング等） ⑥その他 <工賃の支払い> 上記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者に支払います。
じっしゅうさき きぎょう など 実習先企業等の	就労継続支援B型計画に基づいて、利用者の就労に対する意向及

しょうかい 紹介	てきせい ふ かんけいきかん れんけい じっしゅう うけいれさき かくほ び適正を踏まえ、関係機関と連携し、実習の受入先を確保します。
きゅうしゅうかつどうしえん 求職活動支援	しゅうろうけいぞくしえんBがたけいかく もと こうきょうしゅうぎょうあんていじょ きゅうしゅう 就労継続支援B型計画に基づき、公共職業安定所での求職の とうろく ほかに りょうしや おこな きゅうしゅうかつどう えんかつ おこな しえん 登録、その他、利用者が行う求職活動が円滑に行えるよう支援 します。 しょう しゃしゅうぎょう せいかつしえん どう かんけいきかん れんけい また、障がい者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、 りょうしや しゅうろう たい いこうおよ てきせい おう きゅうじん かいたく 利用者の就労に対する意向及び適正に応じた求人を開拓します。
しよくばていちゃくしえん 職場定着支援	しょう しゃしゅうぎょう せいかつしえん どう かんけいきかん れんけい 障がい者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、 りょうしや しゅうしよく あと しよくぎょうせいかつ そうだんどう しえん けいぞく 利用者が就職した後も、職業生活における相談等の支援を継続 します
せいかつそうだん 生活相談	りょうしやおよ かぞく きぼう せいかつ りょうしや しんしん じょうきょうとう 利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等 はあく てきせつ そうだん じよげん えんじょとう おこな 把握して、適切な相談・助言・援助等を行います。
けんこうかんり 健康管理	りょうしや どうやくかんり しつぺいよぼう つと しよくたくいし 利用者の投薬管理や疾病予防に努めるとともに、嘱託医師により、 けんこうしんだんび もう けんこうかんり おこな いりょうきかん れんらく 健康診断日を設けて健康管理を行います。また、医療機関との連絡 ちようせい きょうりよくいりょうきかん つう けんこうほじ てきせつ しえん 調整や協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を おこな 行います。
ほうもんしえん 訪問支援	ひつよう おう りょうしや かぞく どうい りょうしやたく ほうもん てきせつ 必要に応じて利用者や家族の同意のもと利用者宅を訪問し、適切な そうだん じよげん えんじょとう おこな 相談・助言・援助等を行います。
そうげい 送迎サービス	じしゅうつうしよ ばあい きぼう そうげい おこな 自主通所ができない場合、希望により送迎を行います。
しせつがいしゅうろう 施設外就労	りょうしや しんしん じょうきょう いこう てきせい しょう とくせい ほかに じじょう 利用者の心身の状況や意向・適正・障がい特性・その他の事情を ふ ひつよう おう しゅうろうけいぞくしえんBがたけいかく もと しせつがい 踏まえ、必要に応じて就労継続支援B型計画に基づき施設外 しゅうろう おこな 就労を行います。 しせつがいしゅうろう りょうしや きぎょうとう い じっしゅう おこな 「施設外就労」は利用者が企業等に行き実習を行います。 しせつがいしゅうろう しよくいん たいどう うけおいはっちゅうきぎょう うけおいけいやく むす 「施設外就労」は職員が帯同して、請負発注企業と請負契約を結 おこな んで行うものです。

(2) サービス料金 りょうきん

りょうりょうきん じひょう
利用料金は、次表のとおりです。

	りょう にち きんがく 利用1日あたりの金額
り よう りょう 利 用 料	えん 4,936円

りようしゃふたながく 利用者負担額	えん 493円
----------------------	------------

＜提供するサービスの料金とその利用者負担額について＞

提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。

利用者負担は現在、サービス量と所得に着目した負担の仕組み（1割の定率負担と所得に応じた負担上限月額の設定）となっています。

定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

※ 障がい福祉サービスの定率負担は、所得に応じて負担上限月額が設定され、ひと月に

利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

負担上限月額等に関する詳細については、お住まいの市町村窓口までお問合せください。

※ 介護給付費等について事業者が代理受領を行わない（利用者が償還払いを希望する）場合は、介護給付費等の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス

提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費等

の支給（利用者負担額を除く）を申請してください

【加算項目】

① 事業所がとっている体制により、下表のとおり料金が加算されます。

加算項目	利用料	利用者負担額	内容
福祉専門職員配置 とうかさん 等加算（Ⅰ）	えん 158円	さき わり 左記の1割	<p>（Ⅰ）（Ⅱ）の場合</p> <p>生活支援員のうち、有資格者が一定割合以上場合、利用1日につき加算されます。</p> <p>（Ⅲ）</p> <p>生活支援員のうち、勤務形態が常勤のものが75%、又は勤続年数が3年</p>

			いじょう 以上のものが 30%を超える場合、利用 にち かさん 1日につき加算されます。
じゅうどしゃしえんたいせいかさん 重度者支援体制加算	えん 295円	さきわり 左記の1割	ぜんねんど 前年度における障 害基礎年金1級 じゆきゅう とうじぎょうしよ りょうしや いっ を受給する当事業所の利用者が、一 ていすういじょう ばあい りょう にち 定数以上である場合、利用1日につき かさん 加算されます。
かさんこうもく 加算項目	りょうりょう 利用料	りょうしやふたんがく 利用者負担額	ない よう 内 容
もくひょうこうちんたっせい 目標工賃達成 しどういんはいちかさん 指導員配置加算	えん 940円	さきわり 左記の1割	もくひょうこうちんたっせいしどういん 目標工賃達成指導員を常勤換算法 にんいじょうはいち てあつ じんいん で1人以上配置しており、手厚い人員 たいせい もくひょうこうちん たっせい む 体制をもって、目標工賃の達成に向 とく おこな ばあい りょう にち けた取り組みを行う場合、利用1日 かさん につき加算されます。

② 事業所がとった対応の内容により、下表のとおり料金が加算されます。

かさん 加算	こうもく 項目	りょうりょう 利用料	りょうしやふたんがく 利用者負担額	ない よう 内 容
	しよきかさん 初期加算	えん 317円	さきわり 左記の1割	りょう しよきだんかい かいし サービス利用の初期段階（開始か にちかん りょう にち ら30日間）において、利用1日に かさん つき加算されます。
	けっせきじたいおうかさん 欠席時対応加算	えん 993円	さきわり 左記の1割	りょうしや きゆうびょうとう りょう 利用者が急病等により利用を ちゆし ばあい れんらくちようせい そうだん 中止した場合に、連絡調整や相談 えんじよ おこな ばあい かさん 援助を行った場合に加算されま す。 つき かい かさん 月4回まで加算されます。
	しよくじでききょうたいせいかさん 食事提供体制加算	えん 317円	さきわり 左記の1割	しきゆうけつてい りょうしや じぎょうしよ 支給決定のある利用者に事業所が しよくじ でききょう ばあい にち 食事を提供した場合、1日につき かさん 加算されます。
	りょうしやふたんじょうげんがく 利用者負担上限額 かんりかさん 管理加算	えん 1,585円	さきわり 左記の1割	りょうしや いらい りょうしや 利用者の依頼により、利用者の ふたんじょうげんげつがく こ ぎょうしや 負担上限月額を超えて事業者が りょうしやふたんがく ちようしゆう 利用者負担額を徴収しないよう りょうしやふたんがく ちようしゆうほうほう に、利用者負担額の徴収方法の

			かんり ばあい かさん 管理を行った場合に加算されま す。
そうげいかさん 送迎加算	えん 221円	さき わり 左記の1割	じぎょうしょ りょうしゃ たい そうげい おこな 事業所が利用者に対し、送迎を行 った場合、片道につき加算されま す。

6 その他の費用について

ない よう 内 容	りょう 料	きん 金
にちようひんひ じっぴ 日用品費の実費		じっぴそうとうがく 実費相当額
しょくじ てききょう かかわ ひよう 食事の提供に係る費用	ちゅうしょく しょく 昼食：1食につき	えん 600円 (うち食材料費 350円)
そうげい てききょう かかわ ひよう 送迎サービスの提供に係る費用	かい かたみち 1回(片道)につき	えん 100円 (1ヶ月の負担額上限は3,000 円)
しどうおよ まいにち しょう は ブラッシング指導及び毎日のブラッシングに使用する歯 ブラシ代(ブラッシング指導受講者及び購入希望者)	ぼん 1本につき	えん 35円 (原則 毎月1本)
ほかにちじょうせいかつ つうじょうひつよう かかわ その他日常生活において通常必要となるものに係 る費用であって、その利用者に負担させることが適当 と認められるものの実費		じっぴそうとうがく 実費相当額
りょう キャンセル料	かまえ れんらく ばあい 2日前までのご連絡の場合、キャ ンセル料は不要です。 かまえ れんらく ばあい 2日前までにご連絡がない場合、 キャンセル料として食材料費 相当額を請求いたします。(キャ ンセル料の徴収回数上限は月 に4回までとします。)	

7 利用者負担額及びその他の費用の支払い方法について

<p>利用者負担額その他の費用の支払い方法について</p>	<p>利用者負担額及びその他の費用について、サービスを利用した月の翌月10日までに利用月分の請求書をお届けします。サービス提供の記録と内容を照合のうえ、請求月の27日に、原則として口座自動振替にてお支払いをお願いいたします。ただし、これによりがたい場合は、現金または口座振込でお願いいたします。</p> <p>お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、保管をお願いします。また、介護給付費等について市町村より給付を受けた場合は、受領通知をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。</p>
-------------------------------	---

※ 利用料、その他の費用の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払い期日から3ヵ月以上遅延し、故意に支払いの督促から14日以内にお支払いがない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

8 サービスの提供にあたっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 就労継続支援B型計画の作成

確認した支給決定内容に沿って、利用者及び家族の意向に配慮しながら「就労継続支援B型計画」を作成します。作成した「就労継続支援B型計画」については、案の段階で利用者又は家族に内容を説明し、利用者の同意を得た上で成案としますので、ご確認いただくようお願いいたします。

(3) 就労継続支援B型計画の変更等

「就労継続支援B型計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

ぎやくたい ほうし
9 虐待の防止について

じぎょうしゃ りようしゃとう じんけん ようご ぎやくたい ほうしとう しょうがいしゃぎやくたい ほうし
事業者は、利用者等の人權の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、
しょうがいしゃ ようごしゃ たい しえん かん ほうりつ へいせい ねんほうりつだい ごう じゆんしゆ
障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）」を遵守するとと
か き たいさく こう
もに、下記の対策を講じます。

- ぎやくたいほうし かん せきにしや せんてい
① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

ぎやくたいほうし かん せきにしや 虐待防止に関する責任者	かんりしゃ たなかけんご 管理者 田中研吾
----------------------------------	--------------------------

- せいねんこうけんせいど りよう しえん
② 成年後見制度の利用を支援します。

- くじょうかいけつたいせい せいび
③ 苦情解決体制を整備しています。

- じゅうぎょうしゃ たいするぎやくたいほうし けいはつ・ふきゆう けんしゅう じっし
④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

ひみつ ほじ こじんじょうほう ほご
10 秘密の保持と個人情報保護について

<p>りようしゃおよ ① 利用者及びその かぞく かん の家族に関する ひみつ ほじ 秘密の保持 について</p>	<p>じぎょうしゃ りようしゃ こじんじょうほう こじんじょうほう ほご かん ほうりつ およ 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及 こうせいろうどうしやう さくてい ふくし じぎょうしゃ こじんじょうほう てきせつ と あつか び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱い のためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 じぎょうしゃおよ じぎょうしゃ しょう もの い か じゅうぎょうしゃ ○ 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービ てきぎやう うえ し え りようしゃおよ かぞく ひみつ せいとう りゆう ス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、 だいさんしゃ も 第三者に漏らしません。 ひみつ ほじ ぎむ てきぎやうけいやく しゅうりやう あと ○ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後に けいぞく おいても継続します。 じぎょうしゃ じゅうぎょうしゃ ぎやうむじやうし え りようしゃまた かぞく ひみつ ほじ ○ 事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持さ じゅうぎょうしゃ きかんおよ じゅうぎょうしゃ あと せるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、そ ひみつ ほじ むね じゅうぎょうしゃ こようけいやく ないやう の秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
---	--

<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>○ 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。</p> <p>○ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>○ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>
----------------------	---

11 緊急時の対応方法について

① サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

② 上記以外の緊急時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に、下記の対応可能時間に連絡を受けた際は、利用者の状態に応じて、必要な対応を行います。

連絡先：電話番号072-286-2260（対応可能時間 8：15～17:00）

12 協力医療機関について

協力医療機関は、治療を必要とする場合に協力を依頼している医療機関です。ただし、

優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。

(1)

医療機関名称	木村医院
--------	------

い いんちようめい 医院長名	きむらあきお 木村彰男
しょざいち 所在地	おおさかふさかいしなかくおおのしばちよう 大阪府堺市中区大野芝町242-2
でんわばんごう 電話番号	072-237-5000
しんりょうか 診療科	ないか じゅんかんきか ひふか か 内科、循環器科、皮膚科、アレルギー科

13 事故発生時の対応方法について

りようしゃ たい しゅうろうけいぞくしえん日 がた てききょう じこ はっせい ばあい とどうふけん
利用者に対する就労継続支援B型の提供により事故が発生した場合は、都道府県、

しちようそん りようしゃ かぞくとう れんらく おこな ひつよう そち こう
市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

りようしゃ たい しゅうろうけいぞくしえん日 がた てききょう ばいしよう じこ はっせい
また、利用者に対する就労継続支援B型の提供により賠償すべき事故が発生した

ばあい そんがいはいしよう すみ おこな
場合は、損害賠償を速やかに行います。

市町村 しちようそん	しちようそんめい 市町村名	さかいし 堺市
	たんとうぶ かめい 担当部・課名	しょうがいふくしぶ しょうがいせさくすいしんか 障害福祉部 障害施策推進課
	でんわばんごう 電話番号	072-228-7818

ほんじぎようしゃ かき そんがいはいしようほけん かにゆう
本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

ほけんがいしゃめい どうわそんぼ
保険会社名 あいおいニッセイ同和損保

ほけんめい かいごほけん しゃかいふくし じぎようしゃそうごうほけん
保険名 介護保険・社会福祉事業者総合保険

ほしやう がいよう じぎようしょ そんがいはいしようせきにん はっせい ばあい しんたいじこ めい
保障の概要 事業所に損害賠償責任が発生した場合に、身体事故について1名あた

り1億円、1事故あたり10億円、財物事故について1事故あたり1千万

えん しはらげんどがく そんがいはいしよう おこな
円を支払限度額として、損害賠償を行う。

14 非常災害時の対策

ひじょうじ たいおう 非常時の対応	べつ さだ しょうぼうけいかく たいおう 別に定める消防計画により対応いたします。
へいじ くんれん 平時の訓練	べつ さだめ りょうぼうけいかく のつと じえいしょうぼうくんれん ねん かい ひなんくんれん 別に定める消防計画に則り、自衛消防訓練を年2回、避難訓練を かくづき じっし 隔月で実施します。
ぼうさいせつび 防災設備	じどうかさいほうちき あり ゆうどうとう あり ・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有

	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガス漏れ報知器 <small>あり</small> ・ 非常用電源 <small>なし</small> ・ 室内防火栓 <small>なし</small> ・ カーテン等は防災機能のある物を使用しています。 ・ 震災に備えての備蓄（食糧・飲料水3日分） <p>（その他、拡声器・携帯ラジオ・ロープ・懐中電灯等）</p>
消防計画	<p>消防署への届出日：平成15年10月8日</p> <p>防災管理者：増淵一郎</p>
保険加入	<p>本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。</p> <p>保険会社名 あいおいニッセイ同和損保</p> <p>保険名 介護保険・社会福祉事業者総合保険</p> <p>保障の概要 事業所に損害賠償責任が発生した場合に、身体事故について1名あたり1億円、1事故あたり10億円、財物事故について1事故あたり1千万円を支払限度額として、損害賠償を行う。</p>

15 苦情解決の体制及び手順

(1) 提供した指定就労継続支援B型に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情

を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

本事業所では地域にお住まいの方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から

本事業所に対するご意見などもいただいています。本事業所への苦情や意見は

第三者委員に相談することもできます。

第三者委員氏名・連絡先

浦郷津留子 072-236-4546 前川宜弘 072-285-3597 山田達夫 072-237-6379

(2) 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

(3) 苦情受付担当者は以下の手順で業務を遂行します。

① 苦情受付に際し以下の内容について苦情申し出人に確認します。

苦情や相談の内容及び申出人の希望については書面に記録します。

1. 苦情の内容 2. 苦情申出人の希望等 3. 第三者委員への報告の要否

4. 苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いへの第三者委員への助言・
立会いの要否

② 3. 及び 4. が不要な場合は、事業所において、速やかに管理者等を中心とし

た相談・苦情処理のための会議を開催し、事実関係の確認、改善策の策定等を

行います。

③ 会議の結果をもち、苦情申出人との話し合いによる解決を図ります。

④ 受付けた苦情及び対応の経過は全て苦情解決責任者に逐次報告します。

⑤ 苦情受付から解決・改善までの経過と結果について書面に記録します。

苦情解決責任者は以下の業務を行います。

① 申出人との解決の際、必要に応じて第三者委員の助言及び立ち合いを求める

ことがあります。苦情申出人からの求めも可能です。

② 苦情申出人の報告要否についての希望を踏まえつつ、苦情解決結果について

第三者委員へ報告し、必要な助言を受けます。

③ 苦情申出人に改善を約束した事項について、苦情申出人、第三者委員に対し

て、一定期間経過後報告します。

④ 「事業報告書」や「機関紙」等実績を掲載し、公表します。(個人情報に

関するものは除きます)

重大な事案と判断される場合、受付後すぐに堺市、援護の実施者等に受付内容を

ほうこく かいけつ かいぜん けいか けっか ほうこく
 報告し、解決・改善までの経過と結果についても報告します。

<p>じぎょうしゃ まどぐち 【事業者の窓口】 しゃかいふくしほうじん まど 社会福祉法人こころの窓 ほうじんほんぶじむきょく あお とり ない 法人本部事務局（青い鳥 内）</p>	<p>しよざいじ おおさかふさかいしひがしくひ きしようにしまち 所在地 大阪府堺市東区日置荘西町 ちようばんごう 8丁1番1号 でんわばんごう 電話番号 072-286-2260 ばんごう ファックス番号 072-286-2268 うけつけじかん ごぜんじ ごごじ ぶん 受付時間 午前9時～午後4時30分</p>
<p>しちようそん まどぐち 【市町村の窓口】 さかいし けんこうふくしきょく 堺市 健康福祉局 しょうがいふくしぶ しょうがいせさくすいしんか 障害福祉部 障害施策推進課</p>	<p>しよざいじ おおさかふさかいしきかいみなみかわらまち ばんごう 所在地 大阪府堺市堺区南瓦町3番1号 でんわばんごう 電話番号 072-228-7818 ばんごう ファックス番号 072-228-8918 うけつけじかん ごぜんじ ごごじ 受付時間 午前9時～午後5時</p>
<p>していけんしゃ まどぐち 【指定権者の窓口】 さかいし けんこうふくしきょく 堺市 健康福祉局 しょうがいふくしぶ しょうがいせさくすいしんか 障害福祉部 障害施策推進課</p>	<p>しよざいじ おおさかふさかいしきかいみなみかわらまち ばんごう 所在地 大阪府堺市堺区南瓦町3番1号 でんわばんごう 電話番号 072-228-7818 ばんごう ファックス番号 072-228-8918 うけつけじかん ごぜんじ ごごじ 受付時間 午前9時～午後5時</p>
<p>こうきだんたい まどぐち 【公的団体の窓口】 おおさかふしゃかいふくしきょうぎかい 大阪府社会福祉協議会 うんえいてきせいはいんかい 運営適正化委員会 ふくし くじょうかいけつはいんかい 「福祉サービス苦情解決委員会」</p>	<p>しよざいじ おおさかしちゅうおうくたにまち 所在地 大阪市中央区谷町7-4-15 おおさかふしゃかいふくしikaiかん2かい 大阪府社会福祉会館2階 でんわばんごう 電話番号 06-6191-3130 ばんごう ファックス番号 06-6191-5660 うけつけじかん げつ きんようび しゆくじつ のぞ 受付時間 月～金曜日（祝日を除く） ごぜんじ ごごじ 午前10時～午後4時</p>

16 心身の状況の把握

していしゅうろうけいぞくしえん日がた てききょう あ りようしゃ しんしん じょうきょう お
 指定就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれて

かんきょう た ほけんいりょう また ふくし りようじょうきょうとう はあく つと
 いる環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるもの
 とします。

17 連絡調整に対する協力

しゅうろうけいぞくしえん日がた じぎょうしゃ していしゅうろうけいぞくしえん日がた りよう しちようそんまた そうだん
 就労継続支援B型事業者は、指定就労継続支援B型の利用について市町村又は相談

しえんじぎょう おこな おこな れんらくちようせい かぎ きょうりよく
 支援事業を行うものが行う連絡調整にできる限り協力します。

18 他の指定障がい福祉サービス事業者等との連携

指定就労継続支援B型の提供に当たり、市町村、他の指定障がい福祉サービス事業者

及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

19 サービス提供の記録

① 指定就労継続支援B型の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容、実績時間数

及び利用者負担額等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。

② 指定就労継続支援B型の実施ごとに、サービス提供実績記録票に記録を行い、

利用者の確認を受けます。

③ これらの記録はサービス完結の日から5年間保存し、利用者は、事業者に対して

保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

(複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。)

20 指定就労継続支援B型サービス内容の見積もりについて

契約に際して、利用者のサービス内容に応じた見積もり(契約書別紙)を作成します。

21 事業所ご利用の際にご留意いただく事項

<p>感染症対策</p>	<p>事業所利用者がインフルエンザ等の他者に感染する疾病であることとを、医師が診断した場合、医師の完治連絡が出るまで事業所利用は出来ません。</p>
<p>設備・器具の利用</p>	<p>事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。</p>
<p>貴重品の管理</p>	<p>貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者につきましては貴重品を事業所に持ち込まないようお願いいたします。</p>

きつ喫 えん煙	じぎょうしょたてもないおよ じぎょうしょしきちない ぜんめんきんえん 事業所建物内及び事業所敷地内は全面禁煙です。
いん飲 しゅ酒	じぎょうしょ いんしゅ みと あくしつ ばあい けいやく かいやく 事業所で飲酒することは認められません。悪質な場合は契約を解約させていただきますことがあります。
しゅうきょうかつどう 宗教活動 せいじかつどう 政治活動 えいりかつどう 営利活動	りょうしゃ しそう しんこう じゅう ほか りょうしゃ たい しゅうきょうかつどう 利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、 せいじかつどうおよ えいりかつどう えんりよ 政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
たがいこうい 他傷行為について	りょうしゃ こい ほか りょうしゃ しよくいん きず ばあい じたく 利用者が故意により他の利用者または職員を傷つけた場合、自宅 きんしんとう しょちとう と たしょうこうい つづ 謹慎等の処置等を取らせていただくことがあります。他傷行為が続 く場合は契約を解約させていただきますことがあります。
じぎょうしょない びひん 事業所内の備品の はそん 破損について	りょうしゃ こい じぎょうしょ たても の びひん はそん ばあい じつび 利用者が故意により事業所の建物や備品を破損した場合、実費をも って弁済していただきます。以降、繰り返しおそれが認められる ばあい こじん そんがいばいしょうほけんかにゆう けいやくけいぞく じょうけん 場合は個人での損害賠償保険加入を契約継続の条件とさせてい ただくことがあります。また、故意による破損行為が頻回で事業所 とう じんたい ひがい みと ばあい けいやく かいやく 等に甚大な被害が認められた場合は契約を解約させていただきます ことがあります。

22 だいさんしゃひょうか じっしじょうきょう
第三者評価の実施状況

じっし 実施している	じっし 実施していない
じっしび ねん がつ にち 【実施日： 年 月 日】	ひょうかきかんめい 【評価機関名： 】
けっか かいじじょうきょう 【結果の開示状況： 】	

23 てききょうかいしかのうねんがっぴ
サービス提供開始可能年月日

てききょうかいし かのう ねんがっぴ サービス提供開始が可能な年月日	ねん がつ にち 年 月 日
---------------------------------------	-------------------

24 じゅうようじこうせつめい ねんがっぴ
重要事項説明の年月日

じゅうようじこうせつめいしよ せつめいねんがっぴ この重要事項説明書の説明年月日	ねん がつ にち 年 月 日
---	-------------------

じょうきないよう しょうがいしゃ にちじょうせいかつおよ しゃかいせいかつ そうごうてき しえん ほうりつ
 上記内容について、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

もと していしょうがいふくし じぎょうとう じんいん せつびおよ うんえい かん きじゆん へいせい
 に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18

ねんこうせいろうどうしょうれいだい ごう だい じょう きてい もと りようしゃ せつめい おこな
 年厚生労働省令第171号) 第9条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

じぎょうしゃ 事業者	しょざいち 所在地	おおさかふさかいしひがしくひ きしょうにしまち ちょう ばん ごう 大阪府堺市東区日置荘西町8丁1番1号
	ほうじんめい 法人名	しゃかいふくしほうじん まど 社会福祉法人こころの窓
	だいひょうしゃめい 代表者名	りじちょう たなかけんご 理事長 田中研吾 印
	じぎょうしょめい 事業所名	あお とり 青い鳥
	せつめいしゃしめい 説明者氏名	印

じょうきないよう せつめい じぎょうしゃ たし う
 上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

りようしゃ 利用者	じゅうしょ 住所	
	しめい 氏名	印

だいりにん 代理人	じゅうしょ 住所	
	しめい 氏名	印